

長狭地区火葬場改修工事仕様書

[工事概要]

- 1 工事名 長狭地区火葬場改修工事
- 2 工事場所 鴨川市東町 1850-17 長狭地区火葬場
- 3 工事内容 側溝工 U型側溝 250×250 L=22.2m
転落防護柵設置工 パネル式 縦格子 H=1100 L=26.0m
舗装工 上層路盤工 RC-0~40 t=10 cm A=12.0 m²
舗装工 再生密粒度 As 13mm t=5 cm A=63.0 m²
- 4 工 期 契約の日から令和5年3月10日まで
- 5 注意事項 工事は長狭地区火葬場と調整の上工程表を作成すること。

[共通事項]

- 1 工事契約の範囲 本工事は、仕様書並びに設計図に記載されたもの全てを含むものとする。
- 2 材料の承認 諸材料は新品と再利用品を使用し、監督職員の承認を受けてから施工する。
- 3 建設廃棄物 建設廃棄物にかかる関係法令を遵守する。
- 4 工事現場の管理 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従い、常に衛生、火災、盗難その他事故防止に努め、常に工事現場の管理整頓に注意する。
- 5 工事写真 工事工程毎に重要な箇所の工事着工前、工事中、完了後の状況を写真に記録し、整理の上各1部提出する。特に、不可視となる部分の出来形管理については施工状況がわかるように記録すること。
- 6 引き渡し 本工事引き渡しの際は監督職員、検査員の立会検査を受けて合格の上引き渡すものとする。
- 7 建設廃棄物 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「**建設副産物処理承認申請書**」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「**建設廃棄物処理委託契約書**」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
建設副産物の処理完了後速やかに、「**建設副産物処理調書**」を作成し、2部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。建設廃棄物

の処理に当たっては、原則として複写式伝票の**D票**及び**E票**の写しを提出すること。

8 問合せ先

安房郡市広域市町村圏事務組合

事務局 企画事業係 吉田

TEL : 0 4 7 0 (2 2) 5 6 3 3